

桑の実保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	NPO法人よもぎ会
事業者の所在地	相模原市中央区田名1580-10
事業者の電話番号・FAX	TEL : 042-763-5014 FAX : 042-715-2415
代表者氏名	理事長 石黒 陽子
定款の目的に定めた事業	保育に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

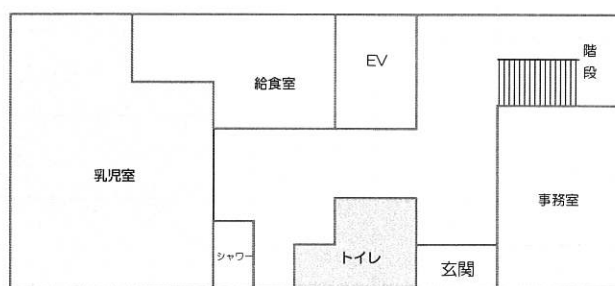
2 施設の概要

種 別	認可保育所					
名 称	桑の実保育園					
所 在 地	相模原市中央区田名1580-10					
電 話 番 号 ・ F A X	TEL : 042-763-5014 FAX : 042-715-2415					
施 設 長 氏 名	野上 幸代					
開 設 年 月 日	2018年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	4人	7人	8人	9人	9人	9人
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育					
事 業 所 番 号	5021005010606					

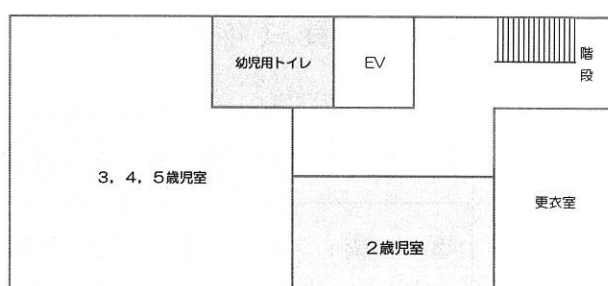
3 施設・設備の概要

敷地面積		499.80㎡	
園舎	構 造	木造 2階建て	
	延床面積	298.10㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	1室	36.54㎡
	ほふく室	室	㎡
	保育室	3室	71.05㎡
	遊戯室	室	㎡
	調理室	1室	16.70㎡
	調乳室	1室	3.73㎡
	沐浴室	1室	5.59㎡
	幼児用トイレ	3個	22.57㎡
	医務室	室	事務室に含まれる
	事務室	1室	12.16㎡
	□ □		
設備の種類		冷暖房	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場	124.42㎡

園舎平面図



1階



2階

4 施設の目的、運営方針

目	的	児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児やその保護者に対して保育に関する事業を行い、子どもの豊かな発達を促し、社会全体に貢献すること
運	営	方
針		未来を担う子どもたちが集団の中で生き生きと保育されることによって、発達がかなえられるようにしていく。 働く父母を支え地位の向上を目指す。 父母と保育者が子育てを通して手をつなぎ、力を出し合い、支え合って人間として成長できる保育園を目指す。 より良い文化を創造し地域の伝統を継承し、子育てを通して地域の人たちと協力し合いながら住みよい町づくりに参加していく。

5 職員体制

施	設	長	1 人（資格： 保育士 ）
主	任	保 育 士	1 人（資格： 保育士 ）
保	育	士	16 人（常勤： 5 人 非常勤 11 人）
調	理	員	4 人（常勤： 人 非常勤 4 人）
看	護	師	0 人（常勤： 人 非常勤 人）
栄	養	士	1 人（常勤： 1 人 非常勤 人）
事	務	員	1 人（常勤： 1 人、非常勤 人）

6 設置者及び職員に対する研修の受講状況

相模原市保育者ステップアップ研修・神奈川県保育エキスパート研修等受講

7 保育・教育を提供する日

開	所	日	月曜日 ～ 土曜日
休	所	日	日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、卒園式(土曜日)

8 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで（延長保育時間含む）
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	午後6時00分から午後7時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時00分まで

9 利用料金

利用者負担額	0歳児～2歳児は保護者が居住する市町村が定める利用料 3歳児からは無料
延長保育料	時間単位利用 250円／15分 月単位利用 4,000円／月 おやつ代 50円／1回（18：30以降）
給食費 （3歳児以上）	主食費 1,000円／月 副食費 5,500円／月（免除世帯については相模原市より 別途通知があります）
ぞうり代	1足 1,300円（2歳児以上 必要に応じて）
防災頭巾代	1個 3,650円（2歳児以上）
卒園記念アルバム代	3,000円（5歳児のみ 卒園年度の3月に徴収）

※スナップ写真につきましては、アプリより任意で購入が可能です。

10 支払方法

集金袋での現金払い	支払日	延長保育料・・・翌月 15日～20日 給食費・・・毎月 15日～20日 その他・・・購入時
-----------	-----	---

11 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

園目標

- ・生活リズムがあり、生活に見通しが持て、自分で考えて行動できる子どもを育てる
- ・意欲のある子どもを育てる
- ・丈夫でしなやかな身体づくりを目指す

保育の目標

1. 戸外遊び、散歩などで身体を使い、全身の発達を促します。
2. 自然とふれあいながら豊かな感性を育てます。
3. 一人一人の個性やペースを尊重し、自由な表現を大事にします。
4. 人として大切なことを仲間の中で学ぶ。
5. 日本の伝統文化を守り伝える。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓
8:30 9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 視診、健康チェック ・自由遊び（室内） ・マッサージ ・散歩 ・園庭遊び ・午前寝	保育短時間（8時間）開始 順次登園 視診、健康チェック ・自由遊び（室内）・雑巾がけ ・出欠確認 ・リズムあそび ・散歩 ・園庭遊び
10:00 10:50	食事（年齢によって前後します）	↓
11:00		食事 （年齢によって前後します）
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	
12:30		お昼寝 （年齢によって前後します）
14:30 15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30 18:30 19:00	保育短時間終了 保育標準時間終了 閉園	保育時間短時間終了 保育時間標準終了 閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にあるわんぱく公園、自治会広場、高田橋方面、河原などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	・生活リズムのある子 （人間らしい快適なリズム→飲んで遊んで疲れて眠り空腹で目覚める） ・保育者との豊かな遊びの中で乳児期の全面発達を保障
1 歳 児	・いろいろなことに興味を持ち、手、指、道具を使って働きかける子ども ・自分の要求を表現する子ども ・運動機能を発達させる
2 歳 児	・保育士が核となり仲間と一緒にみたて、つもり遊びを楽しむ ・友だちと一緒に遊ぶ楽しさを知る ・生活習慣の確立をめざす
3 歳 児	・保育士や友だちと全身を使って思いきり遊びこむ ・自分でできることは自分でやろうと意欲を持つ ・自分のしたいことや言いたいことを言葉で伝え、みんなと一緒に楽しく生活する
4 歳 児	・全身を使って仲間と一緒に遊びこむ ・「やってみたい」と意欲を持ち挑戦しやり遂げる ・言葉を豊かに仲間の中で話しこみ自分の思いを表現し、経験や要求を伝えられる ・よく遊び、よく食べ、生活リズムを作っていく
5 歳 児	・物事に興味を持ち積極的に取り組める ・自分で考え行動できる ・仲間といることが楽しくて、自分のことだけではなく仲間のことも考えられる ・熱中して遊びこみ、よく食べ、生活リズムを整える ・園生活を自分たちで作り、主体的に行動できる
そ の 他 (年間行事)	お泊まり保育 夏まつり 桑の実まつり 卒園式

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	のいちご
1 歳 児	つくし
2 歳 児	すみれ
3 歳 児	たんぽぽ
4 歳 児	れんげ
5 歳 児	つめくさ

12 給食等について

	提供内容			
	給食		おやつ	保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	主食	副食		
0歳児	○	○	○	(1000kcal) 40%
1歳児	○	○	○	
2歳児	○	○	○	
3歳児	○	○	○	(1300kcal) 40%
4歳児	○	○	○	
5歳児	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・ 自園調理
- ・ 献立の提供（献立表を毎月配布）
- ・ 食育の取組
 - ①丈夫な身体づくりのための食習慣を培う
 - 五分搗き米を中心に和食の献立
 - 脂質・砂糖を控え薄味
 - 可能な限り無農薬野菜、添加物の不使用、国産の安全・安心な食材を使用
 - 咀嚼力を促すような食材を選び、調理の仕方も工夫する
 - 生活リズムを重視し、たくさん身体を動かし、空腹感を感じられるようにする
 - 午後食は食事と考え、炭水化物中心のものとする
 - ②食文化を学び伝える
 - 食への関心を高める（行事食・畑づくり・クッキング）

<アレルギー対応について>

当園は、相模原市が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、桑の実保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー調査（入所時、年度初めに行う）
- ・調理員・保育士がいつでも確認できる所に除去食の一覧表を掲示
- ・毎月献立表を保護者にチェックしてもらい、除去食品・代替品を調理員、園長、担任で確認し、一覧表に記入
- ・除去も行うが、できるだけ全員が同じ食品で調理できるように献立を考える
- ・誤食防止のために
 - ①食材発注：原材料に注意し、微量でもアレルギーを含む食材は使用しない
 - ②調理前：調理員、園長でチェックする
 - ③調理中：アレルギー児用の調理を初めに行う。鍋等は別の物を使用
 - ④配膳：食器は見分けがつくように別の物を使用し、別の場所に配膳する
担任、調理員で確認し、担任が手渡す
 - ⑤食事中：手拭きは別にする。周りの子の食品の誤食に注意する。保育士が隣に座る（乳児）
 - ⑥食後：食後、体調の変化に注意する
- ・夕方のおやつ、行事食も除去食品にする
- ・教材等でアレルギーの含まれるものに注意する（小麦粉粘土、牛乳パックなど）

13 保護者に用意していただくもの

（１）入園時にご用意いただくもの

- ・書類 別紙「面接時配布書類」参照
- ・敷布団、敷布団カバー、夏・・・タオルケット 冬・・・（綿）毛布
- ※その他年齢により異なりますので、別紙「入園のしおり」の
3 服装・持ち物を参照してください

(2) 毎日持参いただくもの

- ・リュック ・連絡帳
 - ・手拭きタオル、体拭きタオル
 - ・帽子 ・汚れ物入れ袋
 - ・パジャマ（2歳児以上） ・水筒（4, 5歳児）
- ※その他年齢により異なりますので、別紙「入園のしおり」の
3 服装・持ち物を参照してください

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装（スカートは不可）
- ・ひっかかりやすいひもやフードなどの付いた服は避けるようにしてください
- ・薄着で過ごす

14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・登園は9時までにお問い合わせいたします。
 - ・欠席の連絡も9時まで、電話でお願いいたします。
 - ・送迎人が変更になる場合は必ず連絡を入れてください。
 - ・駐車場をご利用の場合は、混雑を避けるため短時間の駐車にご協力下さい。
- また、駐車場内での事故、盗難に関しましては、保育園では責任を負いかねますので、十分に気をつけてください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・早退、当日の延長保育の連絡は必ずお願いいたします。
- ・送迎人が変更になる場合は必ず連絡を入れてください。

15 保育園と保護者との連携について

保育園と父母はコミュニケーションを取り合い、子どもたちの成長、発達のために一緒に子育てをしていくようにします。

- ・園や家庭での様子を連絡しあうために連絡帳を活用しています。
- ・月に一回園だよりを、季節ごとにクラスだよりを発行します。
- ・保育参観・保育参加にて、お子様の様子を見ていただくことができます。

16 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて、以下のとおり実施しています。

内科 0、1 歳児クラス：年 4 回（概ね 3 か月に 1 回）

2 歳児以上クラス：年 2 回（概ね 6 か月に 1 回）

歯科 全園児 年 2 回（春・秋）

尿検査 全園児 年 1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・体温だけでなく、機嫌、食欲、排便状況などから健康状態が悪く、集団保育が負担になると判断した場合はご家庭での保育をお願いします。
- ・発熱時は保護者の方に連絡をとり、お迎えまで別室にて安静に過ごします。
- ・下記の感染症については医師の登園許可等証明書を提出していただいてから登園となります。
- ・園では原則、投薬を行いません。（やむおえない場合はご相談ください）

登園許可等証明書が必要な感染症

百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、
風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）
溶連菌感染症、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎

17 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び相模原市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・ 感染症が疑われる場合、保護者の方に連絡をとり、お迎えまで別室にて過ごします。
- ・ 感染症が発生した場合、掲示してお知らせします。
- ・ 登園については、「相模原市立保育所及び児童保育施設感染症罹患後における登園基準について」によるものとします。（別紙 1）
- ・ とびひ（伝染性膿痂疹）については、肌が弱い場合重症化する恐れがありますので、別紙のとおり対応をお願いします。（別紙 2）

18 支援保育について

- ・ 方針－支援を求めてくる保護者や子どもに対して、法人や保育園の特性を生かした支援を行います。
- ・ 留意点－保護者の気持ちを受け止め、信頼関係を基本に話し合う場を作ります。
保護者に対する子育て支援において、地域の関係機関との連携及び協議を図り、保育所全体の体制を整えます。

19 医療的ケアが必要な児童の保育について

長期的な医療ケアが必要な場合

留意点ー全職員が状態を把握し、対処できるように連絡、連携を図る。

保護者の要求、要望に対しては相談しながら対応していく。

20 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	めぐみクリニック
医 院 長 名	河野 潤
所 在 地	相模原市中央区下九沢 945-1
電 話 番 号	042-703-4235

21 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	ゴタンダ歯科医院
医 院 長 名	五反田 光司
所 在 地	相模原市中央区田名 1897
電 話 番 号	042-763-5205

22 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

第一避難場所	清水こども園
地域防災拠点	田名北小学校
広域避難場所	田名高等学校

23 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

＜近隣の緊急連絡先＞

警察署	相模原警察署
消防署	田名分署

24 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	野上 幸代
消防計画届出年月日	相模原北消防署 平成16年 7月21日
避難訓練	年間 火災6回 地震6回 防犯訓練2回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

25 虐待防止のための措置

当園は利用こどもの人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施及び
職員の研修会への参加を促進
- (4) 保育・教育の提供中に、職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、中央子育て支援センター・児童相談所等適切な機関に通告する。

26 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	業務遂行に起因する偶然な事故により他人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合、損害賠償保険金をお支払いいたします。
保険金額	児童1人あたり1事故1億5千万円以上または総額15億円以上

27

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表先：園だより等で公表
外部評価	実施方法：神奈川県福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回 公表先：園だより等で公表

28 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 後藤 雅美 電話番号 042-763-5014	
相談・苦情解決責任者	氏名 野上 幸代 電話番号 042-763-5014	
第三者委員	末廣 多親子	
		役職・肩書等 弁護士
		電話番号
		役職・肩書等

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

29 地域の育児支援について

地域の中の子育てセンターとして支援体制を作ります。

- ・ 育児相談
- ・ 子育て広場事業

30 その他保護者に説明すべき事項

- ・ 保護者同士の交流を図る場として、父母会があります。(会費有り)
- ・ 保護者参加の園行事：くわのみまつり・卒園式
- ・ 職員と父母会が協力して行う行事：ふれあいまつり・催し物・畑作業
- ・ 個人情報の取り扱いにつきましては、同意書の提出をお願いいたします。
- ・ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたことはありません。

相模原市立保育所及び児童保育施設感染症罹患後における登園基準について

相模原市立保育所及び児童保育施設における感染症罹患後の登園基準は、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準に準じて定めています。

第2種

集団生活で流行する可能性の高いものが分類されています。他の子にうつさないためだけでなく、感染した子ども自身が他の病気を併発しないためにも、決められた期間は休まなければなりません。

第3種

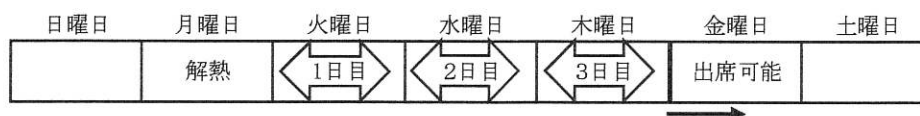
集団生活で流行する可能性のあるものが分類されています。病気に応じて治るまでは登園を停止、控えるなどして流行を食い止めたいためです。

	感染症	登園基準	登園許可証明書
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで（下記参照）	不要
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで	要
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで（病状により感染力が強いと認められたときは長期におよぶこともある）	要
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	要
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	要
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	要
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失してから2日を経過するまで	要
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～28時間経過していること	要
	結核	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで	不要
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（下記参照）	不要
第3種	流行性角結膜炎（はやり目）	医師において感染のおそれがないと認められるまで	要
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	医師において感染のおそれがないと認められるまで	要
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157 O-26 O-111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの	不要

〈出席停止期間の算定について〉

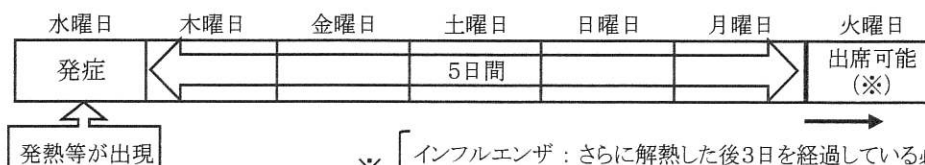
出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）、木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園ということになります。（図1）

図1 「解熱した後3日を経過するまで」の考え方



インフルエンザ・コロナウイルスにおいて「発症後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます（図2）。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザ・コロナウイルスと診断された場合は、インフルエンザ・コロナウイルスにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

図2 「発症した後5日を経過」の考え方



※ インフルエンザ：さらに解熱した後3日を経過している必要があります
 新型コロナウイルス：さらに症状が軽快した後1日を経過するまで

とびひ（伝染性膿痂疹）について

感染症の中でもとびひには注意をお願いしています。

肌の弱い園児が多く重症化することがあるからです。

○とびひが疑われる場合には医師の診断を受けていただきます。

症状によっては医師の診断で患部を覆って登園する場合がありますが、この場合はプール遊びや水遊びはできません。完治の診断を受けてから水遊びを行うこととします。患部を覆うガーゼや包帯についてはご家庭で用意してください。

○症状が変化した時には、再度医師の診断を受けていただくこともありますので、ご協力ください。

